

財産処分の考え方(担保権設定に伴うものを除く)

要手続き(該当)

(特例承認)

手続不要(非該当)

承認申請

承認(納付条件あり)

承認(納付条件なし)

報告書のみ提出

手続不要
(2, (2)に該当)

再処分に関する条件に留意

- ・事業目的遂行のための第三者への譲渡
- ・一時的な有償貸付け
- ・設備等の破損・故障による使用不能のための廃棄・譲渡等(補助事業者の故意又は重大な過失によらないものに限る)であって、破損・故障した設備と同等品以上の設備を購入する場合

- ・一時転用
- ・一部付帯設備の設置
- ・軽微な転用
- ・機能の維持、回復又は強化を図るための改造

返還あり

- 取得時の価格
- 処分現在の価格
- 残存補助額の算定
- 処分に伴う自己負担額(収入、支出)などにより返還額を算出

返還なし

4(1)ア 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等(相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)

4(1)イ 社会経済情勢の変化等により処分制限財産を維持する意義が乏しくなった、又は補助事業者等の資金繰りの悪化等により処分制限財産を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し等(但し、知事が認める場合に限る)

4(1)ウ 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次に掲げる場合に該当するもの

(ア) 国、県の行う事業又は国、県の補助金の対象となる事業など、知事が個別に認める事業に使用するために転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取り壊しを行う場合
(イ) 国又は県、市町村等への無償譲渡又は無償貸付をする場合

4(1)エ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、ウ(ア)又は(イ)に規定する場合に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、知事が適当であると個別に認めるもの

返還なし(特例承認)

3(2)ア 包括承認事項(災害、火災により使用できなくなった施設の取り壊し等)

3(2)イ 財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律※により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の承認を受けたものとみなされた財産処分

※ 財産処分に係る承認手続きの特例が規定されている法律例

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)
- ・総合特別区域法(平成23年法律第81号)
- ・東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号) など